

日本古代の「まわし」について

続報 「水褲」に関する一考察

上 村 六 郎

はしがき

私は先に日本の古代の陰部の「おおい」についての卑見を発表し（大阪学芸大学紀要，第7号），その中で，六尺褲（ろくしゃくふんどし）即ち「犢鼻褲」（とくびこん）のことを論じた。その後更にいろいろ調べて見ているうちに，犢鼻褲一名水子と関係のありそうな「水褲」（すいこん）と称するものを，正倉院文書の中に見出したので，それ等のことについて更めて報告したいと思う。

上

このことを述べるに当って，先ず「褲」そのもののことを少しく説明して見たい。

前にも記したように，倭名抄に依れば，「褲」は「音 昆 須万乃毛乃 一云 知比佐岐毛能」である。ところで，この「知比佐岐毛能」について，私は先にこれを「ちいさき着物」と注して置いたが，大言海などを見ると，「ちいさき——もの」としていて，「或ハ云フ，形，小サキ帷（カタビラ）ニテ作ル故ノ名ナリ。字鏡集六，ニ，（松，ユカタヒラ，シタノハカマ）ト見ユ。下ノ袴，膚袴，たふさぎ（犢鼻褲）ニ同ジ。倭名抄，十，四十五，衣服類「褲，知比佐岐毛能」，名義抄「褲，チヒサキモノ」と記している。なるほど，この「チヒサキモノ」については，同じ倭名抄に，「石衣 知比佐岐古介」とか，或はまた本草和名には，「烏菲 知比佐岐古介」とかいうものがあって，これは「ちいさき——こけ」であるから，それと同じく，「チヒサキモノ」についても，

これを「小さき物」と訓めないことではないようである。しかしながら一方、同じ平安時代に、「知比佐和良波」（小さ童）の官名も知られているので、これを「小さ着物」と訓めることもない訳で、結局どちらが正しいかは、別な面から判断さるべきであろうかと思われる。

「きもの」の語は、いうまでもなく、古い言葉であって、書紀の「衣服」とか「衣裳」とかの記載が、和名としては「きもの」と訓まれたであろうということは、周知の通りである。宇津保物語には「きもの」という記載も現われている。そんな訳で、私はこの倭名抄の「裨」を「小さ着物」と考えている訳である。ところが、それではこれを大言海のように「小さき物」と見たらどうであろうか。私見によると、単に「小さき物」では意味をなさないのではないかと思われる。前にあげた例のように、「小さき苔」というような場合は、これは明かに「小さき」である。しかし「小さき物」というのは、「裨」の説明（倭名）としては誠におかしいのではあるまいか。同じ倭名抄に犢鼻裨のことを説明して、前に引用したように、「唐韵云 松…楊子漢語抄云 松子 毛乃之太乃太不佐岐 一云 水子…小裨也」とあるが、このように、小裨即ち「ちいさき」裨というならば、それは意味が分かる。即ちこの場合は、裨を通有名と考えて、その中の「下はかま」もしくは「小さきはかま」が犢鼻裨、一名松一名松子、一名水子であると言っている訳である。従って裨には当然、小裨でないものもあっての上の説明であろう。

ところで、このことはこれで置くとして、一体「裨」即ち「ちいさき着物」というものは何を指すのであろうか。

卑見に依るに、裨は一種の「はかま」である。即ち「袴」の一種である。従ってこれを「はかま」とも訓んでいる。しかし袴との違いについては、倭名抄に「裨 方言注云 裴而無跨（上村注マタ）謂之裨」とあるように、「また」があるかないかで区別していく。結局、「また」のない「はかま」が裨である。然らばこの「跨」とは何であろうか。これについては倭名抄の注記の方に、「無跨 謂=袴之無=近レ足之処=也」と説明されている。意味がよく分かり

かねるが、とにかく、袴のように長い両またのあるものではなくて、今のショート・パンツのような短い形のものか、或はまた全くまたのない、即ち腰巻状のものとか、ペチ・コート状のものとか、或はまた犢鼻裈ようなものとか、とにかく、何かそういう両足のない形のものの通有名であろうと思われる。要するに「下ばかま」であり「肌ばかま」である。そしてその一種に「小裈」即ち「水子」があるということになるのである。

以上記したように、裈は一種の袴ではあるが、普通の袴と違って、またがなく、また着物の下につけるものであって、袴のように、着物の上につけるものではないらしい。即ち裳の更に下につける、一種の、陰部の「おおい」である。古事記を見ると、伊邪那岐命が禊（みそぎ）をされる時に、いろいろのものを脱ぎ捨てる様子が記されているが、その順序を見ると、杖、帯、裳、衣、裈、冠、手纏（たまき）となっていて、即ち帯をとき、裳をとり、衣を脱いで、それからはじめて裈をとっている。これに依っても、前記のごとが、ほぼ明かにされようかと思われる。

下

裈が一種の陰部の「おおい」であることについては、すでに述べた通りである。従って極く古い時代は別として、飛鳥・天平の時代のように、文化が相当に進んだ時代には、公衆の前で裸になることはない訳で、従ってまた、裈の今まで公衆の前に現われることはなかったものと思われる。ただ、相撲をとるような場合は特別で、この際の裈は犢鼻裈である。また、水の中で泳ぐとか、或は水浴とか、もしくはお湯に入いるというような場合も、これも特別であってやはり裈をつけて居たものと考えられ、「水子」というような名称も、恐らくはそこから来たものであろうと思われる。この点、後世の「浴衣」（ゆかた）とか、或は湯文字（ゆもじ）とかいう名称と、同じ理由であろう。

さて、ここでいよいよ「水裈」の問題に入りたいと思うのであるが、日本の古文献に「水裈」が初めて現われて来るのは、正倉院文書、天平九年九月廿日のもので「始受物」として、「袴十八丈、裈廿二丈」と共に、「水裈廿二丈」

が出てるのである。更にまた、書写の年月は不明であるが、同じく正倉院文書に、「水襷六十二丈，人別二丈，料綯三四六尺，丈別三尺」とも記されている（大日本古文書、補遺、卷二四、一一五頁）。これを見ると、袴や襷と並べてあげた「水襷」と称するものは、恐らくは前記の「水子」と同じもののことであり、即ち犢鼻襷の一名であろうと考えられる。「丈別三尺」とあるから、水襷一丈をつくるのに三尺の綯（あしきぬ）を用いたことが分かり、中国の史記の注や、或はそれを引用した我が國の倭名抄に、「章昭曰 今三尺布作レ之」とある、犢鼻襷の説明とも全く一致するのである。もっとも、この書写年月不明の方の正倉院文書は、数字については多少の訂正があり、例えば「六十二」は「六十六」に、また「人別二丈」は「人別三丈」に訂正されている。しかし計算をしてみると、三四六尺で三尺の水襷を六十二丈作ったとすれば、綯一匹の長さは六丈となって、丁度それでよい訳であるが、もしも六十六丈作ったとすれば、六尺で二丈作り、三四で六十四丈作ったことになるので、数が少しおかしいようである。しかしそれも、台灣の蕃社の人の腰巻のように、体によって長いものと短いものとがあって、必ずしも一丈三尺と定っていないとすればそれでもよさそうに思われる。この稿を了るに当って、正倉院文書のこといろいろ御配慮いただいた、松島課長（正倉院事務所）に厚くお礼を申し上げたい。

追記 前記のように、私は水襷を水子と同じものと考え、これは犢鼻襷の一名であると結論したのであるが、その後、東南アジア、インドその他多くの国々を調査して来て、水浴の際に腰巻状のものを使っているのをしばしば実見した結果或は水子もしくは水襷は、必ずしも犢鼻襷に限らず、腰巻状のものの小さいものもその中に含まれるのではないかと考えるようになった。但し正倉院文書の水襷が今のパンツのようなものであると考える人があるとすれば、それは恐らくは誤りであろう。そこには何等の根拠もないばかりでなく、南方系の陰部の「おおい」を用いた日本で、そんなものが、しかも水浴に使われたなどとは全く考え得ないことである。